

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	認知症初期集中支援チーム業務の委託について
--------	-----------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

**【報告】**

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：福祉部高齢者福祉課）

## 事業の概要

事業名	認知症初期集中支援チーム業務
担当課	高齢者福祉課
目的	認知症やもの忘れに関して心配のある高齢者及びその介護者に対して、認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する。
対象者	区内に居住する認知症やもの忘れに関して心配のある高齢者及びその介護者
事業内容	<p>認知症初期集中支援チームについては、平成28年1月に公表された「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」の中で、平成30年4月までに全区市町村で設置するよう定められている。区では、平成28年度から、地域型高齢者総合相談センター9所に、複数の専門職（医療系、介護系・福祉系）による、認知症初期集中支援チームを設置し、認知症の症状に沿った対応のアドバイスや必要な医療・介護サービスの導入を行う。</p> <p>1 実施内容</p> <p>①区民等からの相談受付</p> <p>②認知症初期集中支援チームによる訪問支援（情報収集、身体状況観察、アドバイス等）の実施</p> <p>③チーム員会議への参加：区主催で月1回開催</p> <p>④継続支援の実施：最長6か月継続</p> <p>2 訪問支援対象者：原則として65歳以上の高齢者で、在宅で生活しており、かつ認知症の疑いのある人で、医療サービス、介護サービスを受けていない者又は中断している者。</p> <p>3 開始時期：平成28年4月</p> <p>*対象者数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区内の65歳以上の高齢者数 66,336人（平成27年10月1日現在）</li> <li>・区内のMC Iレベル（正常と認知症の中間状態の軽度認知障害と推計される人）の人数 約8,600人（国が示す有病率推定値13%）</li> </ul>

## 件名 認知症初期集中支援チーム業務の委託について

保有課(担当課)	高齢者福祉課
登録業務の名称	認知症初期集中支援チーム業務
委託先	地域型高齢者総合相談センター
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	<p>【高齢者に係る情報項目】 氏名、住所、性別、生年月日、電話番号、現病歴、既往歴、医療情報、心身の状況、生活状況、学歴、職歴、介護保険情報、福祉サービス受給状況、家族状況(家族の氏名、住所、続柄)</p> <p>【介護者に係る情報項目】 氏名、住所、性別、生年月日、電話番号、介護生活状況、世帯状況(同居者の有無、同居者がいる場合の当該同居者に係る氏名、続柄)</p>
処理させる情報項目の記録媒体	紙
委託理由	地域型高齢者総合相談センターは、地域において高齢者への支援を包括的、継続的に実施しており、複数の専門職が配置されていることから、本業務の目的である「早期発見・早期診断を促進し、区民が適切に医療、介護サービスを受けられるようにすること」をより効果的、効率的に行うことができるため
委託の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>認知症初期集中支援チームの設置及び運営 複数(医療系、介護系・福祉系)の職員によるチームを設置し、以下の支援を行う。 <ol style="list-style-type: none"> <li>①対象者の把握</li> <li>②家庭訪問の実施</li> <li>③チーム員会議への参加(区主催) 最長6か月継続支援の実施</li> </ol> </li> <li>対象者リスト、相談記録票及び会議録の管理</li> </ol>
委託の開始時期及び期限	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで(以降継続)
委託にあたり区が行う情報保護対策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。</li> <li>2 契約満了時点で、委託に当たり収集した情報は区に返却させる。</li> <li>3 必要に応じて、区職員が立入調査を行い、個人情報の管理・保管状況の確認を行う。</li> </ol>
受託事業者に行わせる情報保護対策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告させる。</li> <li>2 収集した情報は施錠できるキャビネットに保管させる。</li> <li>3 個人情報を当該委託先地域型高齢者総合相談センター以外へ持ち出す際は、管理監督者の承認を得て、業務専用カバンを使用するとともに、区の「個人情報事故対応マニュアル」に準拠した対策を講じさせる。</li> <li>4 事業所及び上記委託業務の実施場所以外の場所において、上記情報項目に係る個人情報の持ち出しを行わせない。</li> <li>5 委託業務を訪問により行う場合は、当該訪問による相談業務の終了後、当該業務に係る相談者の情報の置き忘れがないよう、複数人で状況を確認させる。</li> <li>6 契約満了時点で、保有した個人情報を区に返還させる。</li> </ol>

# 特記事項

## (基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

## (秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

## (適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

## (本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

## (収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
  - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
  - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
  - (3) 犯罪に関する事項
  - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

## (持ち出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

## (目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

## (適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

## (複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

## (再委託の禁止)

- 10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

#### **(資料等の返還等)**

- 11 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。
- 12 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を出すものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

#### **(個人情報を取り扱う従事者の指定)**

- 13 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

#### **(業務に関する報告)**

- 14 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

#### **(監査)**

- 15 乙は、業務に関する個人情報の管理状況について、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

#### **(従事者に対する教育)**

- 16 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

#### **(事故発生時等における報告)**

- 17 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

#### **(公表)**

- 18 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

#### **(損害の賠償)**

- 19 乙は、第1項から第17項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。